

## 「決算関係書類等」の表示に関するチェック・リスト（共済事業実施組合）

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
I 総括		
1 (金額単位)		
(1) 決算関係書類（除く剰余金処分案又は損失処理案）及びその附属明細書に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位で表示されているか。（資産総額が五百億円以上の組合については、百万円単位をもって表示することも可能）。	規則67 I	
(2) 剰余金処分案又は損失処理案については、一円単位で表示されているか。	規則67 II	
(3) 金額の表示単位について記載しているか。		
II 貸借対照表		
1 (貸借対照表の区分)	規則80 I	
貸借対照表は、資産・負債・純資産に区分して表示しているか。		
2 (資産の区分表示)	様式例	
以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して資産に含めているか。		
(1) 現金及び預金		
(2) 金銭の信託		
(3) 金銭債権		
(4) 有価証券		
(5) 貸付金		
(6) 再共済勘定		
(7) 業務委託勘定		
(8) 業務受託勘定		
(9) その他共済資産		
(10) 前払費用		
(11) 未収収益		
(12) その他資産		
(13) 業務用固定資産		
(14) 関係団体等出資金		
(15) 前払年金費用		
(16) 繰延税金資産		
(17) 貸倒引当金		
(18) 繰延資産		
3 業務用固定資産（有形固定資産）の区分表示	様式例	
以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して業務用固定資産に含めているか。ただし、①～④までの資産については、事業の用に供するものに限る。		
① 土地		
② 減価償却資産		
③ リース資産（有形）		
（当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が②に掲げるものである場合に限る）		
④ 建設仮勘定（②に掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう）		
⑤ 無形固定資産		
⑥ リース資産（無形）		
⑦ その他の固定資産であって、業務用固定資産に属する資産とすべきもの		
4 減価償却累計額	規則86 様式例	
業務用固定資産（有形固定資産）に対する減価償却累計額は、下記のいずれかで表示しているか。		
(1) 科目別間接控除法		
(2) 一括間接控除法		
(3) 直接控除注記法（資産科目別又は一括注記する方法）→V. 11		
5 減損損失の処理額	規則87 様式例	
固定資産について減損処理を行った場合は、当該各資産の金額（有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、控除後の金額）から減損損失を直接控除し、控除後の金額を当該各資産の金額とする形式（直接控除形式）で表示しているか。		
ただし、減価償却を行う有形固定資産については、次のいずれかの表示方法によることができる。		



チェック項目	関連 法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
15 共済事業を行う組合の資産及び負債の表示に関する特例 共済事業を行う組合については、当該組合の財政状態を明らかにするため、資産又は負債損失について、適切な部又は項目に分けて表示しているか。	規則83	
16 純資産の部の区分 純資産の部は、次の項目に区分しているか。 (1) 組合員資本（会員資本） (2) 評価・換算差額等	規則84 I	
17 組合員資本の区分表示 組合員資本は、次の項目に区分しているか。 ① 出資金 ② 未払込出資金 ③ 剰余金	規則84 II	
18 剰余金の区分表示 剰余金は、次の項目に区分しているか。 ① 法定準備金 ② 任意積立金 ③ 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金） ④ 当期剰余金（当期損失金）	規則84 III	
19 評価・換算差額等の区分表示 評価・換算差額等は、次の項目に区分しているか。 ① その他有価証券評価差額金 ② 繰延ヘッジ損益	規則84 VI 規則84 VII	
III 損益計算書		
1 損益計算書の区分 (1) 損益計算書は、以下に掲げる項目に区分して表示しているか。 ① 経常収益 ② 経常費用 ③ 特別利益 ④ 特別損失	様式例	
2 経常収益 経常収益に属する収益は、共済掛金等収入、共済契約準備金戻入額、資産運用収益、その他経常収益の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	様式例	
3 経常費用 経常費用に属する費用は、共済金等支払額、共済契約準備金繰入額、資産運用費用、事業経費、その他経常費用の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	様式例	
4 特別利益 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、価格変動準備金戻入、補助金収入（経常的経費に充てるべきものとして交付されたものを除く）、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	様式例	
5 特別損失 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、価格変動準備金繰入、災害による損失、その他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	様式例	
6 経常損益 経常収益から経常費用を減じて得た額（経常損益）は、経常剰余金として表示しているか。経常損益が零未満である場合には、零から経常損益を減じて得た額を経常損失金として表示しているか。	様式例	
7 税引前当期損益 経常損益に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（税引前当期損益）は、税引前当期剰余金として表示しているか。税引前当期損益が零未満である場合には、零から税引前当期損益を減じて得た額を税引前当期損失金として表示しているか。	規則98	

チェック項目	関連 法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
<b>8 税等</b> 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期剰余金（又は税引前当期損失金）の次に表示しているか。 (1) 当該事業年度に係る法人税等 (2) 法人税等調整額	規則99	
<b>9 契約者割戻準備金繰入額</b> 契約者割戻しに充てるために積み立てる準備金（契約者割戻準備金）の繰入額を、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期剰余金（又は税引前当期損失金）の次に表示しているか。	規則189 様式例	
<b>10 当期剰余金又は当期損失金</b> 下記(1)及び(2)に掲げる合計額から(3)～(5)に掲げる額の合計額を減じて得た額（当期損益金額）は、当期剰余金として表示しているか。当期損益金額が零未満である場合には、零から当期損益金額を減じて得た額を当期損失金として表示しているか。 (1) 税引前当期損益金額 (2) 法人税等の更正、決定等による還付税額があるときは当該還付税額 (3) 法人税等及び法人税等調整額 (4) 法人税等の更正、決定等による納付税額があるときは当該納付税額 (5) 契約者割戻準備金繰入額	規則100	
<b>11 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金</b> 次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しているか。 (1) 当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金） (2) 遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）に対する影響額 (3) 任意積立金取崩額（目的取崩）	規則101	
<b>12 下記(1)から(3)に掲げる合計額から(4)に掲げる額の合計額を減じて得た額（当期末処分損益金額）は、当期末処分剰余金として表示しているか。当期末処分損益金額が零未満である場合には、零から期末処分損益金額を減じて得た額を当期末処理損失金として表示しているか。</b> (1) 当期損益金額 (2) 当期首繰越剰余金 (3) 任意積立金取崩額（目的取崩） (4) 当期首繰越損失金	規則101 II III	
<b>13 共済事業を行う組合の損益計算書等の表示に関する特例</b> 共済事業を行う組合については、当該組合の損益状況を明らかにするため、収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適切な部又は項目に分けて表示しているか。	規則103	
<b>IV 剰余金処分案又は損失処理案</b>		
<b>1 総括</b> (1) 当期末処分損益金額と任意積立金の取崩額（損益計算書において取り崩した額を除く）の合計額が零を超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合には、剰余金処分案を作成しているか。 (2) 前項以外の場合には、損失処理案を作成しているか。	規則104 II 規則104 III	
<b>2 剰余金処分案</b> (1) 剰余金処分案は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。 ① 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金 ② 任意積立金取崩額 ③ 剰余金処分額 ④ 次期繰越剰余金 (2) (1)②の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。 (3) 剰余金処分額は、次に掲げる項目に区分しているか。 ① 法定準備金 ② 利用分量割戻金 ③ 出資配当金 ④ 任意積立金 (4) (3)②の利用分量割戻金は、組合が二以上の異なる種類の割戻しを行う場合には、当該割戻しの名称を示した項目に細分しているか。 (5) (3)④の任意積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則105 I 規則105 II 規則105 III 規則105 V 規則105 VI	

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
3 損失処理案		
(1) 損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。	規則106 I	
① 当期末処理損失金		
② 損失金処理額		
③ 次期繰越損失金		
(2) (1)②の損失金処理額は、次に掲げる項目に区分しているか。	規則106 II	
① 任意積立金取崩額		
② 法定準備金取崩額		
(3) (2)①の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則106 III	
V 個別注記		
1 個別注記の区分	規則109	
個別注記は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。		
① 継続組合の前提に関する注記		
② 重要な会計方針に係る事項に関する注記		
③ 会計方針の変更に関する注記		
④ 表示方法の変更に関する注記		
⑤ 会計上の見積りの変更に関する注記		
⑥ 誤謬の訂正に関する注記		
⑦ 貸借対照表等に関する注記		
⑧ 損益計算書に関する注記		
⑨ 剰余金処分案に関する注記		
⑩ 税効果会計に関する注記		
⑪ リースにより使用する固定資産に関する注記		
⑫ 金融商品に関する注記		
⑬ 持分法損益等に関する注記		
⑭ 関連当事者との取引に関する注記		
⑮ 重要な後発事象に関する注記		
⑯ その他の注記		
2 注記の記載方法	規則110	
貸借対照表等、損益計算書等又は剰余金処分案の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしているか。		
3 継続組合の前提に関する注記	規則111	
事業年度の末日において、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況		
(1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容		
(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策		
(3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由		
(4) 当該重要な不確実性の影響を決算関係書類に反映しているか否かの別		
4 重要な会計方針に係る事項	規則112	
重要な会計方針に係る事項に関する注記として、以下に掲げる事項（重要性が乏しいものを除く。）について区分して記載しているか。		
(1) 資産の評価基準及び評価方法		
(2) 固定資産の減価償却の方法		
(3) 引当金の計上基準		
(4) 収益及び費用の計上基準		
(5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項		
(例示)		
① 消費税等の会計処理		
② ヘッジ会計の方法		
③ 繰延資産の処理方法		
④ デリバティブの評価基準及び評価方法		
⑤ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		
⑥ 端数処理の方法		
⑦ 業種特有の会計方針		

チェック項目	関連 法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
<p>5 会計方針の変更に関する注記            一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合、以下の事項（重要性が乏しいものを除く。）を注記しているか。ただし、会計監査人監査組合以外の組合にあっては、規則第百十三条の二第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。</p> <p>(1) 当該会計方針の変更の内容            (2) 当該会計方針の変更の理由            (3) 遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額            (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）</p> <p>① 決算関係書類又は連結決算関係書類の主な項目に対する影響額            ② 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期            ③ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項</p>	規則113の2	
<p>6 表示方法の変更に関する注記            一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合、以下の事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>(1) 当該表示方法の変更の内容            (2) 当該表示方法の変更の理由</p>	規則113の3	
<p>7 会計上の見積りの変更に関する注記            会計上の見積りの変更をした場合、以下の事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>(1) 当該会計上の見積りの変更の内容            (2) 当該会計上の見積りの変更の決算関係書類又は連結決算関係書類の項目に対する影響額            (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項</p>	規則113の4	
<p>8 誤謬の訂正に関する注記            誤謬の訂正をした場合、以下の事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>(1) 当該誤謬の内容            (2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額</p>	規則113の5	
<p>9 貸借対照表等に関する注記            担保に供している資産            資産が担保に提供されている場合、以下の事項を注記しているか。</p> <p>(1) 資産が担保に供されていること            (2) (1)の資産の内容及びその金額            (3) 担保に係る債務の金額</p>	規則114   ①	
<p>10 資産に係る引当金            資産に係る引当金を直接控除した場合、各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合には、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額）を注記しているか。</p>	規則114   ②	
<p>11 有形固定資産の減価償却累計額            減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合には、各資産について一括した減価償却累計額）を注記しているか。</p>	規則114   ③	
<p>12 有形固定資産の減損損失累計額            資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記しているか。</p>	規則114   ④	
<p>13 保証債務等            保証債務、手形訴求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く）があるときは、当該債務の内容及び金額を注記しているか。</p>	規則114   ⑤	

チェック項目	関連 法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
14 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権債務 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子法人等及び関連法人等に対する金銭債権若しくは金銭債務が属する項目ごとの金額又は資産の部若しくは負債の部の区分に応じ二以上の項目毎に一括した金額を注記しているか。	規則114Ⅰ⑥	
15 役員に対する金銭債権 役員との間の取引による役員に対する金銭債権があるときは、その総額を注記しているか。	規則114Ⅰ⑦	
16 役員に対する金銭債務 役員との間の取引による役員に対する金銭債務があるときは、その総額を注記しているか。	規則114Ⅰ⑧	
17 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する額 共済契約を再共済又は再保険に付した場合にあっては、以下の事項を注記しているか。 (1) 再共済又は再保険に付した部分に相当する責任準備金の額 (2) 再共済又は再保険に付した部分に相当する支払備金の額	規則114Ⅱ	
18 損益計算書に関する注記 子法人等及び関連法人等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額が注記しているか。	規則115	
19 剰余金処分案に関する注記 剰余金処分案に関する注記として、次に掲げる事項を注記しているか。 (1) 利用分量割戻しを行う場合の算定基準 (2) 出資配当を行う場合の算定基準 (3) 次期繰越剰余金に含まれている教育事業等繰越金の額 ※組合は、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。 (生協法五十一条の四Ⅳ)	規則116	
20 税効果に関する注記 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む）及び繰延税金負債の発生の主な原因を注記しているか。（重要でないものを除く）	規則117	
21 リース資産に関する注記 ファイナンス・リースの取引の借主である組合が、当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る）に関する事項を注記しているか。この場合、当該リース物件の全部又は一部に係る以下の(1)～(4)に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。 (1) 当該事業年度の末日における取得原価相当額 (2) 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 (3) 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項	規則118	
22 金融商品に関する注記 金融商品に関する注記として、次に掲げる事項を注記しているか。（重要性の乏しいものを除く） (1) 金融商品の状況に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項	規則118の2	
23 持分法損益等に関する注記 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、各々に定める事項を注記しているか。 (1) 関連法人等がある場合は、関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額 (2) 開示対象特別目的会社がある場合は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項	規則118の3	

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
<p>24 関連当事者との取引に関する注記 組合と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項がある場合、以下の事項であって、重要なものを、関連当事者ごとに注記しているか。(ただし、会計監査人監査組合以外の組合にあって、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる事項を省略することができ)</p> <p>(1) 関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項を記載しているか。 ① その名称 ② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該組合が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が組合であるとき ① その名称 ② 当該関連当事者の総会員の議決権の総数に占める当該組合が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該関連当事者が個人であるときは、その氏名 (4) 当該組合と当該関連当事者との関係 (5) 取引の内容 (6) 取引の種類別の取引金額 (7) 取引条件及び取引条件の決定方針 (8) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残 (9) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が決算関係書類に与えている影響の内容</p>	規則119	
<p>25 関連当事者の範囲 関連当事者には、次に掲げるものを記載しているか。</p> <p>(1) 当該組合の子法人等 (2) 当該組合の関連法人等及び当該関連法人等の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。)(当該関連法人等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの) (3) 当該組合が会員となっている連合会(当該組合が当該連合会の議決権の総数の百分の二十以上の議決権を有しているものに限る。)及びその子法人等並びに当該連合会の会員である他の組合 (4) 当該組合(連合会に限る。)の会員である組合(会員である組合が当該組合の議決権の総数の百分の二十以上の議決権を有しているものに限る。)及びその子法人等 (5) 当該組合の役員及びその近親者(二親等内の親族をいう。) (6) (5)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの) (7) 当該組合の職員のための企業年金(当該組合と重要な取引(掛金の拠出を除く。)を行う場合に限る。)</p>	規則119Ⅳ	
<p>26 注記不要取引 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、注記を要しないことに留意しているか。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 (2) 役員に対する報酬等の給付 (3) (1)(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p>	規則119Ⅱ	
<p>27 重要な後発事象に関する注記 事業年度の末日後、当該組合の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合は、当該事象を重要な後発事象として注記しているか。</p>	規則120	
<p>28 その他の注記 その他、貸借対照表等、損益計算書等及び剰余金処分案により組合の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。 (例示) ① 退職給付に関する注記 ② 減損損失に関する注記 ③ 合併に関する注記 ④ 資産除去債務に関する注記 ⑤ その他追加情報の注記</p>	規則121	

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
<b>VI 附属明細書</b> <b>1 決算関係書類に係る附属明細書には、決算関係書類に関する事項として、次に掲げる事項を表示しているか。</b> (1) 組合員資本の明細 (2) 借入金の明細 (3) 有形固定資産及び無形固定資産の明細 (4) 関係団体等出資金の明細 (5) 引当金の明細 (6) 事業経費の明細 (7) 事業の種類ごとの損益の明細 事業別損益計算書・事業別事業経費明細表・共済事業部門別損益計算書 (8) 上記のほか、主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項を表示しているか。 (様式例 資産項目) ① 現預金明細表 ② 金銭の信託明細表 ③ 金銭債権明細表 ④ 有価証券明細表 ⑤ 貸付金明細表 ⑥ 再共済勘定（資産）明細表 ⑦ 業務受託勘定（資産）明細表 ⑧ その他共済資産明細表 ⑨ その他資産明細表 ⑩ 差入保証金明細表 ⑪ 繰延資産明細表 (様式例 負債項目) ① 共済契約準備金明細表 ② 再共済勘定（負債）明細表 ③ 業務委託勘定（負債）明細表 ④ その他共済負債明細表 ⑤ 未払費用明細表 ⑥ その他負債明細表 ⑦ 未払金明細表 ⑧ 未払法人税等明細表 ⑨ 価格変動準備金明細表 (その他) ① キャッシュ・フロー計算書 ② その他上記以外	規則128Ⅰ① 規則128Ⅰ② 規則128Ⅰ③ 規則128Ⅰ④ 規則128Ⅰ⑤ 規則128Ⅰ⑥ 規則128Ⅰ⑦  規則128Ⅱ	
<b>VII 事業報告書</b> <b>1 事業報告書の内容</b> 事業報告書は、次に掲げる事項を記載しているか。 (1) 組合の事業活動の概況に関する事項 (2) 組合の運営組織の状況に関する事項 (3) その他組合の状況に関する重要な事項 (決算関係書類及び連結決算関係書類の内容となる事項を除く。)	規則123	
<b>2 組合の事業活動の概況に関する事項</b> 「組合の事業活動の概況に関する事項」には、次に掲げる事項を記載しているか。（当該組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項として記載する） (1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容 (2) 当該事業年度における事業の経過及びその成果 (3) 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る） ① 増資及び資金の借入れその他の資金調達（法第十条第一項第四号の事業を行う組合については、共済掛金として受け入れたものを除く） ② 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資 ③ 他の法人との業務上の提携 ④ 他の会社を子法人等及び関連法人等とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得 ⑤ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併その他の組織の再編成	規則124	

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況 →直前三事業年度+当事業年度		
(5) 対処すべき重要な課題		
(6) その他組合の現況に関する重要な事項 (注) 会計監査人監査組合が連結決算関係書類を作成している場合には、上記の事項については、連結組合の事業活動の概況に関する事項とすることができる。この場合において、当該事項に相当する事項が連結決算関係書類の内容となっているときは、当該事項を事業報告書の内容としないことができる。		
3 組合の運営組織の状況に関する事項 「組合の運営組織の状況に関する事項」には、次に掲げる事項を記載しているか。	規則125	
(1) 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項		
① 開催日時		
② 出席した組合員の数		
③ 重要な事項の議決状況		
(2) 組合員に関する次に掲げる事項		
① 組合員の数及びその増減		
② 組合員の出口口数及びその増減		
(3) 役員に関する次に掲げる事項（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。）		
① 役員の氏名		
② 役員の当該組合における職制上の地位及び担当		
③ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な兼職の状況		
④ 当該事業年度に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）		
a. 当該役員の氏名		
b. 監事とその解任又は辞任についての総（代）会において意見があった場合のその意見の内容		
c. 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総（代）会に出席し辞任した旨及びその理由を述べた場合のその理由		
(4) 職員の数及びその増減その他の職員の状況		
(5) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項		
① 当該組合の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があった場合には、当該変更事項を反映させたもの。）		
② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なもの概要		
(6) 施設の設定状況に関する次に掲げる事項		
① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地		
② 共済事業を行う組合にあつては、法第十二条の二第三項に規定する共済代理店に関する次に掲げる事項		
a. 共済代理店の数及び増減		
b. 新たに共済代理店となった者の商号、名称又は氏名及び所在地		
(7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項		
① 法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名		
② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の概況		
(8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項		
4 会計監査人監査組合の特規則 会計監査人監査組合にあつては、次に掲げる事項を事業報告書の内容として記載している	規則126	
(1) 会計監査人の氏名又は名称		
(2) 会計監査人に対し非監査業務の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容		
(3) 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項		
(4) 会計監査人が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該組合が事業報告書の内容とすることが適切であるものと判断した事項		

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
(5) 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。） ① 当該会計監査人の氏名又は名称 ② 監事が会計監査人を解任した場合における解任の理由。  ③ 会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、会計監査人が総（代）会に出席して意見を述べた場合におけるその意見の内容 ④ 会計監査人を辞任した者について、辞任後最初に招集される総（代）会に出席して辞任した理由を述べた場合における、その理由		
5 事業報告書の附属明細書 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。（重要でないものを除く） (1) 当該事業年度に係る役員報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳（役員報酬等の状況） (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第百二十五条第三号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項（役員の兼職の明細） ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項（組合と役員との利益が相反する取引の明細） ① 役員との間の取引（役員が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額 (4) その他事業報告書の内容を補足する重要な事項	規則129	

## 「決算関係書類等」の表示に関するチェック・リスト（共済事業実施組合）

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
I 総括		
1 (金額単位)		
(1) 決算関係書類（除く剰余金処分案又は損失処理案）及びその附属明細書に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位で表示されているか。（資産総額が五百億円以上の組合については、百万円単位をもって表示することも可能）。	規則67 I	
(2) 剰余金処分案又は損失処理案については、一円単位で表示されているか。	規則67 II	
(3) 金額の表示単位について記載しているか。		
II 貸借対照表		
1 (貸借対照表の区分) 貸借対照表は、資産・負債・純資産に区分して表示しているか。	規則80 I	
2 (資産の区分表示) 以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して資産に含めているか。	様式例	
(1) 現金及び預金		
(2) 金銭の信託		
(3) 金銭債権		
(4) 有価証券		
(5) 貸付金		
(6) 再共済勘定		
(7) 業務委託勘定		
(8) 業務受託勘定		
(9) その他共済資産		
(10) 前払費用		
(11) 未収収益		
(12) その他資産		
(13) 業務用固定資産		
(14) 関係団体等出資金		
(15) 前払年金費用		
(16) 繰延税金資産		
(17) 貸倒引当金		
(18) 繰延資産		
3 業務用固定資産（有形固定資産）の区分表示 以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して業務用固定資産に含めているか。ただし、①～④までの資産については、事業の用に供するものに限る。	様式例	
① 土地		
② 減価償却資産		
③ リース資産（有形） （当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が②に掲げるものである場合に限る）		
④ 建設仮勘定（②に掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう）		
⑤ 無形固定資産		
⑥ リース資産（無形）		
⑦ その他の固定資産であって、業務用固定資産に属する資産とすべきもの		
4 減価償却累計額 業務用固定資産（有形固定資産）に対する減価償却累計額は、下記のいずれかで表示しているか。	規則86 様式例	
(1) 科目別間接控除法		
(2) 一括間接控除法		
(3) 直接控除注記法（資産科目別又は一括注記する方法）→V. 11		
5 減損損失の処理額 固定資産について減損処理を行った場合は、当該各資産の金額（有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、控除後の金額）から減損損失を直接控除し、控除後の金額を当該各資産の金額とする形式（直接控除形式）で表示しているか。	規則87 様式例	

チェック項目	関連法令	チェック欄 確認済み「○」 該当なし「-」
ただし、減価償却を行う有形固定資産については、次のいずれかの表示方法によることができる。		



チェック項目	関連法令	チェック欄 確認済み「○」 該当なし「-」
15 共済事業を行う組合の資産及び負債の表示に関する特例 共済事業を行う組合については、当該組合の財政状態を明らかにするため、資産又は負債損失について、適切な部又は項目に分けて表示しているか。	規則83	
16 純資産の部の区分 純資産の部は、次の項目に区分しているか。 (1) 組合員資本（会員資本） (2) 評価・換算差額等	規則84 I	
17 組合員資本の区分表示 組合員資本は、次の項目に区分しているか。 ① 出資金 ② 未払込出資金 ③ 剰余金	規則84 II	
18 剰余金の区分表示 剰余金は、次の項目に区分しているか。 ① 法定準備金 ② 任意積立金 ③ 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金） ④ 当期剰余金（当期損失金）	規則84 III	
19 評価・換算差額等の区分表示 評価・換算差額等は、次の項目に区分しているか。 ① その他有価証券評価差額金 ② 繰延ヘッジ損益	規則84 VI 規則84 VII	
Ⅲ 損益計算書		
1 損益計算書の区分 (1) 損益計算書は、以下に掲げる項目に区分して表示しているか。 ① 経常収益 ② 経常費用 ③ 特別利益 ④ 特別損失	様式例	
2 経常収益 経常収益に属する収益は、共済掛金等収入、共済契約準備金戻入額、資産運用収益、その他経常収益の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	様式例	
3 経常費用 経常費用に属する費用は、共済金等支払額、共済契約準備金繰入額、資産運用費用、事業経費、その他経常費用の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	様式例	
4 特別利益 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、価格変動準備金戻入、補助金収入（経常的経費に充てるべきものとして交付されたものを除く）、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	様式例	
5 特別損失 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、価格変動準備金繰入、災害による損失、その他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	様式例	
6 経常損益 経常収益から経常費用を減じて得た額（経常損益）は、経常剰余金として表示しているか。経常損益が零未満である場合には、零から経常損益を減じて得た額を経常損失金として表示しているか。	様式例	
7 税引前当期損益 経常損益に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（税引前当期損益）は、税引前当期剰余金として表示しているか。税引前当期損益が零未満である場合には、零から税引前当期損益を減じて得た額を税引前当期損失金として表示しているか。	規則98	

チェック項目	関連 法令	チェック欄 確認済み「○」 該当なし「-」
<b>8 税等</b> 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期剰余金（又は税引前当期損失金）の次に表示しているか。 (1) 当該事業年度に係る法人税等 (2) 法人税等調整額	規則99	
<b>9 契約者割戻準備金繰入額</b> 契約者割戻しに充てるために積み立てる準備金（契約者割戻準備金）の繰入額を、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期剰余金（又は税引前当期損失金）の次に表示しているか。	規則189 様式例	
<b>10 当期剰余金又は当期損失金</b> 下記(1)及び(2)に掲げる合計額から(3)～(5)に掲げる額の合計額を減じて得た額（当期損益金額）は、当期剰余金として表示しているか。当期損益金額が零未満である場合には、零から当期損益金額を減じて得た額を当期損失金として表示しているか。 (1) 税引前当期損益金額 (2) 法人税等の更正、決定等による還付税額があるときは当該還付税額 (3) 法人税等及び法人税等調整額 (4) 法人税等の更正、決定等による納付税額があるときは当該納付税額 (5) 契約者割戻準備金繰入額	規則100	
<b>11 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金</b> 次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しているか。 (1) 当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金） (2) 遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）に対する影響額 (3) 任意積立金取崩額（目的取崩）	規則101	
<b>12 下記(1)から(3)に掲げる合計額から(4)に掲げる額の合計額を減じて得た額（当期末処分損益金額）は、当期末処分剰余金として表示しているか。当期末処分損益金額が零未満である場合には、零から期末処分損益金額を減じて得た額を当期末処理損失金として表示しているか。</b> (1) 当期損益金額 (2) 当期首繰越剰余金 (3) 任意積立金取崩額（目的取崩） (4) 当期首繰越損失金	規則101 II III	
<b>13 共済事業を行う組合の損益計算書等の表示に関する特例</b> 共済事を行う組合については、当該組合の損益状況を明らかにするため、収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適切な部又は項目に分けて表示しているか。	規則103	
<b>IV 剰余金処分案又は損失処理案</b>		
<b>1 総括</b> (1) 当期末処分損益金額と任意積立金の取崩額（損益計算書において取り崩した額を除く）の合計額が零を超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合には、剰余金処分案を作成しているか。	規則104 II	
(2) 前項以外の場合には、損失処理案を作成しているか。	規則104 III	
<b>2 剰余金処分案</b>		
(1) 剰余金処分案は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。	規則105 I	
① 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金		
② 任意積立金取崩額		
③ 剰余金処分量		
④ 次期繰越剰余金		
(2) (1)②の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則105 II	
(3) 剰余金処分量は、次に掲げる項目に区分しているか。	規則105 III	
① 法定準備金		
② 利用分量割戻金		
③ 出資配当金		
④ 任意積立金		
(4) (3)②の利用分量割戻金は、組合が二以上の異なる種類の割戻しを行う場合には、当該割戻しの名称を示した項目に細分しているか。	規則105 V	
(5) (3)④の任意積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則105 VI	

チェック項目	関連 法令	チェック欄 確認済み「○」 該当なし「-」
3 損失処理案		
(1) 損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。	規則106 I	
① 当期末処理損失金		
② 損失金処理額		
③ 次期繰越損失金		
(2) (1)②の損失金処理額は、次に掲げる項目に区分しているか。	規則106 II	
① 任意積立金取崩額		
② 法定準備金取崩額		
(3) (2)①の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則106 III	
V 個別注記		
1 個別注記の区分	規則109	
個別注記は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。		
① 継続組合の前提に関する注記		
② 重要な会計方針に係る事項に関する注記		
③ 会計方針の変更に関する注記		
④ 表示方法の変更に関する注記		
⑤ 会計上の見積りの変更に関する注記		
⑥ 誤謬の訂正に関する注記		
⑦ 貸借対照表等に関する注記		
⑧ 損益計算書に関する注記		
⑨ 剰余金処分案に関する注記		
⑩ 税効果会計に関する注記		
⑪ リースにより使用する固定資産に関する注記		
⑫ 金融商品に関する注記		
⑬ 持分法損益等に関する注記		
⑭ 関連当事者との取引に関する注記		
⑮ 重要な後発事象に関する注記		
⑯ その他の注記		
2 注記の記載方法	規則110	
貸借対照表等、損益計算書等又は剰余金処分案の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしているか。		
3 継続組合の前提に関する注記	規則111	
事業年度の末日において、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況		
(1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容		
(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策		
(3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由		
(4) 当該重要な不確実性の影響を決算関係書類に反映しているか否かの別		
4 重要な会計方針に係る事項	規則112	
重要な会計方針に係る事項に関する注記として、以下に掲げる事項（重要性が乏しいものを除く。）について区分して記載しているか。		
(1) 資産の評価基準及び評価方法		
(2) 固定資産の減価償却の方法		
(3) 引当金の計上基準		
(4) 収益及び費用の計上基準		
(5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項		
(例示)		
① 消費税等の会計処理		
② ヘッジ会計の方法		
③ 繰延資産の処理方法		
④ デリバティブの評価基準及び評価方法		
⑤ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		
⑥ 端数処理の方法		
⑦ 業種特有の会計方針		

チェック項目	関連法令	チェック欄 確認済み「○」 該当なし「-」
<p>5 会計方針の変更に関する注記 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合、以下の事項（重要性が乏しいものを除く。）を注記しているか。ただし、会計監査人監査組合以外の組合にあっては、規則第百十三条の二第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。</p> <p>(1) 当該会計方針の変更の内容 (2) 当該会計方針の変更の理由 (3) 遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額 (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）</p> <p>① 決算関係書類又は連結決算関係書類の主な項目に対する影響額 ② 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期 ③ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項</p>	規則113の2	
<p>6 表示方法の変更に関する注記 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合、以下の事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>(1) 当該表示方法の変更の内容 (2) 当該表示方法の変更の理由</p>	規則113の3	
<p>7 会計上の見積りの変更に関する注記 会計上の見積りの変更をした場合、以下の事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>(1) 当該会計上の見積りの変更の内容 (2) 当該会計上の見積りの変更の決算関係書類又は連結決算関係書類の項目に対する影響額 (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項</p>	規則113の4	
<p>8 誤謬の訂正に関する注記 誤謬の訂正をした場合、以下の事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>(1) 当該誤謬の内容 (2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額</p>	規則113の5	
<p>9 貸借対照表等に関する注記 担保に供している資産 資産が担保に提供されている場合、以下の事項を注記しているか。</p> <p>(1) 資産が担保に供されていること (2) (1)の資産の内容及びその金額 (3) 担保に係る債務の金額</p>	規則114 I ①	
<p>10 資産に係る引当金 資産に係る引当金を直接控除した場合、各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合には、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額）を注記しているか。</p>	規則114 I ②	
<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合には、各資産について一括した減価償却累計額）を注記しているか。</p>	規則114 I ③	
<p>12 有形固定資産の減損損失累計額 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記しているか。</p>	規則114 I ④	
<p>13 保証債務等 保証債務、手形訴求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く）があるときは、当該債務の内容及び金額を注記しているか。</p>	規則114 I ⑤	

チェック項目	関連 法令	チェック欄 確認済み「○」 該当なし「-」
14 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権債務 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子法人等及び関連法人等に対する金銭債権若しくは又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は資産の部若しくは負債の部の区分に応じ二以上の項目毎について一括した金額を注記しているか。	規則114 I ⑥	
15 役員に対する金銭債権 役員との間の取引による役員に対する金銭債権があるときは、その総額を注記しているか。	規則114 I ⑦	
16 役員に対する金銭債務 役員との間の取引による役員に対する金銭債務があるときは、その総額を注記しているか。	規則114 I ⑧	
17 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する額 共済契約を再共済又は再保険に付した場合にあつては、以下の事項を注記しているか。 (1) 再共済又は再保険に付した部分に相当する責任準備金の額 (2) 再共済又は再保険に付した部分に相当する支払備金の額	規則114 II	
18 損益計算書に関する注記 子法人等及び関連法人等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額が注記しているか。	規則115	
19 剰余金処分案に関する注記 剰余金処分案に関する注記として、次に掲げる事項を注記しているか。 (1) 利用分量割戻しを行う場合の算定基準 (2) 出資配当を行う場合の算定基準 (3) 次期繰越剰余金に含まれている教育事業等繰越金の額 ※組合は、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。 (生協法五十一条の四IV)	規則116	
20 税効果に関する注記 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む）及び繰延税金負債の発生の主な原因を注記しているか。（重要でないものを除く）	規則117	
21 リース資産に関する注記 ファイナンス・リースの取引の借主である組合が、当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る）に関する事項を注記しているか。この場合、当該リース物件の全部又は一部に係る以下の(1)～(4)に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。 (1) 当該事業年度の末日における取得原価相当額 (2) 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 (3) 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項	規則118	
22 金融商品に関する注記 金融商品に関する注記として、次に掲げる事項を注記しているか。（重要性の乏しいものを除く） (1) 金融商品の状況に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項 23 持分法損益等に関する注記 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、各々に定める事項を注記しているか。 (1) 関連法人等がある場合は、関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額 (2) 開示対象特別目的会社がある場合は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項	規則118の2  規則118の3	

チェック項目	関連法令	チェック欄 確認済み「○」 該当なし「-」
<p>24 関連当事者との取引に関する注記 組合と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項がある場合、以下の事項であって、重要なものを、関連当事者ごとに注記しているか。（ただし、会計監査人監査組合以外の組合にあつて、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる事項を省略することができ</p> <p>(1) 関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項を記載しているか。 ① その名称 ② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該組合が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が組合であるとき ① その名称 ② 当該関連当事者の総会員の議決権の総数に占める当該組合が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該関連当事者が個人であるときは、その氏名 (4) 当該組合と当該関連当事者との関係 (5) 取引の内容 (6) 取引の種類別の取引金額 (7) 取引条件及び取引条件の決定方針 (8) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残 (9) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が決算関係書類に与えている影響の内容</p>	規則119	
<p>25 関連当事者の範囲 関連当事者には、次に掲げるものを記載しているか。</p> <p>(1) 当該組合の子法人等 (2) 当該組合の関連法人等及び当該関連法人等の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（当該関連法人等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの） (3) 当該組合が会員となっている連合会（当該組合が当該連合会の議決権の総数の百分の二十以上の議決権を有しているものに限る。）及びその子法人等並びに当該連合会の会員である他の組合 (4) 当該組合（連合会に限る。）の会員である組合（会員である組合が当該組合の議決権の総数の百分の二十以上の議決権を有しているものに限る。）及びその子法人等 (5) 当該組合の役員及びその近親者（二親等内の親族をいう。） (6) (5)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの） (7) 当該組合の職員のための企業年金（当該組合と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）</p>	規則119IV	
<p>26 注記不要取引 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、注記を要しないことに留意しているか。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 (2) 役員に対する報酬等の給付 (3) (1)(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p>	規則119 II	
<p>27 重要な後発事象に関する注記 事業年度の末日後、当該組合の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合は、当該事象を重要な後発事象として注記しているか。</p>	規則120	
<p>28 その他の注記 その他、貸借対照表等、損益計算書等及び剰余金処分案により組合の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。 (例示) ① 退職給付に関する注記 ② 減損損失に関する注記 ③ 合併に関する注記 ④ 資産除去債務に関する注記 ⑤ その他追加情報の注記</p>	規則121	

チェック項目	関連法令	チェック欄 確認済み「○」 該当なし「-」
VI 附属明細書		
1 決算関係書類に係る附属明細書には、決算関係書類に関する事項として、次に掲げる事項を表示しているか。		
(1) 組合員資本の明細	規則128 I ①	
(2) 借入金の明細	規則128 I ②	
(3) 有形固定資産及び無形固定資産の明細	規則128 I ③	
(4) 関係団体等出資金の明細	規則128 I ④	
(5) 引当金の明細	規則128 I ⑤	
(6) 事業経費の明細	規則128 I ⑥	
(7) 事業の種類ごとの損益の明細 事業別損益計算書・事業別事業経費明細表・共済事業部門別損益計算書	規則128 I ⑦	
(8) 上記のほか、主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項を表示しているか。	規則128 II	
(様式例 資産項目)		
① 現預金明細表		
② 金銭の信託明細表		
③ 金銭債権明細表		
④ 有価証券明細表		
⑤ 貸付金明細表		
⑥ 再共済勘定（資産）明細表		
⑦ 業務受託勘定（資産）明細表		
⑧ その他共済資産明細表		
⑨ その他資産明細表		
⑩ 差入保証金明細表		
⑪ 繰延資産明細表		
(様式例 負債項目)		
① 共済契約準備金明細表		
② 再共済勘定（負債）明細表		
③ 業務委託勘定（負債）明細表		
④ その他共済負債明細表		
⑤ 未払費用明細表		
⑥ その他負債明細表		
⑦ 未払金明細表		
⑧ 未払法人税等明細表		
⑨ 価格変動準備金明細表		
(その他)		
① キャッシュ・フロー計算書		
② その他上記以外		
VII 事業報告書		
1 事業報告書の内容	規則123	
事業報告書は、次に掲げる事項を記載しているか。		
(1) 組合の事業活動の概況に関する事項		
(2) 組合の運営組織の状況に関する事項		
(3) その他組合の状況に関する重要な事項		
(決算関係書類及び連結決算関係書類の内容となる事項を除く。)		
2 組合の事業活動の概況に関する事項	規則124	
「組合の事業活動の概況に関する事項」には、次に掲げる事項を記載しているか。（当該組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項として記載する）		
(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容		
(2) 当該事業年度における事業の経過及びその成果		
(3) 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る）		
① 増資及び資金の借入れその他の資金調達（法第十条第一項第四号の事業を行う組合については、共済掛金として受け入れたものを除く）		
② 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資		
③ 他の法人との業務上の提携		
④ 他の会社を子法人等及び関連法人等とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得		
⑤ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併その他の組織の再編成		

チェック項目	関連法令	チェック欄 確認済み「○」 該当なし「-」
(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況 →直前三事業年度+当事業年度		
(5) 対処すべき重要な課題		
(6) その他組合の現況に関する重要な事項 (注) 会計監査人監査組合が連結決算関係書類を作成している場合には、上記の事項については、連結組合の事業活動の概況に関する事項とすることができる。この場合において、当該事項に相当する事項が連結決算関係書類の内容となっているときは、当該事項を事業報告書の内容としないことができる。		
3 組合の運営組織の状況に関する事項	規則125	
「組合の運営組織の状況に関する事項」には、次に掲げる事項を記載しているか。		
(1) 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項		
① 開催日時		
② 出席した組合員の数		
③ 重要な事項の議決状況		
(2) 組合員に関する次に掲げる事項		
① 組合員の数及びその増減		
② 組合員の出資口数及びその増減		
(3) 役員に関する次に掲げる事項（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。）		
① 役員の氏名		
② 役員の当該組合における職制上の地位及び担当		
③ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な兼職の状況		
④ 当該事業年度に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）		
a. 当該役員の氏名		
b. 監事とその解任又は辞任についての総（代）会において意見があった場合のその意見の内容		
c. 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総（代）会に出席し辞任した旨及びその理由を述べた場合のその理由		
(4) 職員の数及びその増減その他の職員の状況		
(5) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項		
① 当該組合の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。）		
② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要		
(6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項		
① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地		
② 共済事業を行う組合にあつては、法第十二条の二第三項に規定する共済代理店に関する次に掲げる事項		
a. 共済代理店の数及び増減		
b. 新たに共済代理店となった者の商号、名称又は氏名及び所在地		
(7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項		
① 法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名		
② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の概況		
(8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項		
4 会計監査人監査組合の特規則	規則126	
会計監査人監査組合にあつては、次に掲げる事項を事業報告書の内容として記載している		
(1) 会計監査人の氏名又は名称		
(2) 会計監査人に対し非監査業務の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容		
(3) 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項		
(4) 会計監査人が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該組合が事業報告書の内容とすることが適切であるものと判断した事項		

チェック項目	関連法令	チェック欄 確認済み「○」 該当なし「-」
<p>(5) 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）</p> <p>① 当該会計監査人の氏名又は名称</p> <p>② 監事が会計監査人を解任した場合における解任の理由。</p> <p>③ 会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、会計監査人が総（代）会に出席して意見を述べた場合におけるその意見の内容</p> <p>④ 会計監査人を辞任した者について、辞任後最初に招集される総（代）会に出席して辞任した理由を述べた場合における、その理由</p>		
<p>5 事業報告書の附属明細書 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。（重要でないものを除く）</p> <p>(1) 当該事業年度に係る役員報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳（役員報酬等の状況）</p> <p>(2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第百二十五条第三号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項（役員の兼職の明細）</p> <p>① 兼職している役員の氏名</p> <p>② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位</p> <p>(3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項（組合と役員との利益が相反する取引の明細）</p> <p>① 役員との間の取引（役員が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳</p> <p>② ①の主要な取引の内容及び当期取引額</p> <p>③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額</p> <p>(4) その他事業報告書の内容を補足する重要な事項</p>	規則129	